

石川県公報

令和6年4月1日(月曜日)

号 外

(第26号)

目 次

告 示		公 告	
○令和6年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)	1	○都市計画の変更 (都市計画課)	6
○令和6年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同)	3	○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (同)	6
		○令和6年度調理師試験公告 (健康推進課)	7
		○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	7

告 示

石川県告示第124号

令和6年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

令和6年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 調達をする物品等の種類

調達をする物品等（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。

家具類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）について、令和6年4月1日から(4)に掲げる交付場所又は石川県総務部管財課のホームページにより、入手すること。

(2) 申請書の提出方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。提出後は、(4)に掲げる提出場所まで、電話で提出した旨を伝えること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表及び損益計算書（以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

オ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

カ 役員等名簿

キ その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 直前決算において販売（製造）高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあつては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあつては純資本の額とする。）

エ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

オ 年間販売(製造)高
直前決算における販売高又は製造高

カ 社会的取組の状況

キ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による令和6年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成9年告示に基づく審査において令和6年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年9月中に令和8年度及び令和9年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状況が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所(所在地)

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 役員等の職・氏名

(5) 委任事項等

(6) 電話番号

(7) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第125号

令和6年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定するものをいう。)に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

令和6年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務(特例政令第2条第4号に規定するものをいう。)の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、当県所定の競争入札参加者資格審査申請書(以下

「申請書」という。)について、(4)に掲げる交付場所及び石川県総務部管財課のホームページより、入手すること。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書（以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 社会的取組の状況

ク 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）による令和6年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成11年告示に基づく審査において令和6年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年9月中に令和8年度及び令和9年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所（所在地）

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 役員等の職・氏名

(5) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項

(6) 資格、免許等の取得

(7) 委任事項等

(8) 電話番号

(9) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和6年4月1日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
加賀都市計画下水道 (加賀沿岸流域下水道 (大聖寺川処理区))	加賀市大聖寺馬場町、大聖寺錦町、大聖寺関町、大聖寺今出町、大聖寺地方町、大聖寺越前町、大聖寺三ツ屋町、大聖寺中町、大聖寺神明町、大聖寺下屋敷町、大聖寺大新道、大聖寺新屋敷町、大聖寺五軒町、大聖寺中新道、大聖寺魚町、大聖寺観音町、大聖寺東横町、大聖寺本町、大聖寺八間道、大聖寺片原町、大聖寺仲町、大聖寺福田町、大聖寺鷹匠町、大聖寺法華坊町、大聖寺京町、大聖寺寺町、大聖寺山田町、大聖寺鍛冶町、大聖寺十一町、大聖寺一本橋町、大聖寺南町、大聖寺荒町、大聖寺鉄砲町、大聖寺田原町、大聖寺弓町、大聖寺金子町、大聖寺木呂場町、大聖寺菅生町、大聖寺永町、大聖寺天神下町、大聖寺藤ノ木町、大聖寺大名竹町、大聖寺耳開山仲町、大聖寺亀町、大聖寺麻島町、大聖寺耳開山町、大聖寺新町、大聖寺松ヶ根町、大聖寺相生町、大聖寺北片原町、大聖寺番場町、大聖寺殿町、大聖寺新組町、大聖寺上福田町、大聖寺菅生、大聖寺敷地、大聖寺岡町、大聖寺畑町、大聖寺下福田町、大聖寺東町、山代温泉、尾俣町、河南町、別所町、富塚町、弓波町、作見町、小菅波町、大菅波町、山田町、松が丘、白山台、熊坂町、曾宇町、百々町、細坪町、幸町、南郷町、上河崎町、中代町、保賀町、加茂町、山中温泉中田町、山中温泉二天町、山中温泉長谷田町、山中温泉旭町、山中温泉上原町、山中温泉上野町、山中温泉塚谷町、山中温泉東町一丁目、山中温泉東町二丁目、山中温泉湯の本町、山中温泉富士見町、山中温泉白山町、山中温泉薬師町、山中温泉湯の出町、山中温泉本町一丁目、山中温泉本町二丁目、山中温泉栄町、山中温泉南町、山中温泉東桂木町、山中温泉西桂木町、山中温泉河鹿町、山中温泉こおろぎ町、山中温泉下谷町、山中温泉菅谷町、山中温泉加美谷台、山中温泉宮の杜一丁目及び山中温泉宮の杜二丁目	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

石川県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月1日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
加賀市	加賀都市計画下水道事業加賀公共下水道(大聖寺川処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成元年2月10日から 令和12年3月31日まで

公 告

令和6年度調理師試験公告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2の規定により、試験事務の全部を公益社団法人調理技術技能センターに委任し、令和6年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和6年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

本試験 令和6年10月26日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

再試験 令和6年12月14日(土)午後1時30分から午後3時30分まで

※本試験が台風等により実施できなくなった場合に限り再試験を行う。

2 試験場

金沢市太陽が丘1-1

北陸大学 太陽が丘キャンパス 1号棟

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

4 出願方法

次に定めるところにより、出願書類一式を郵送すること。

(1) 提出先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階

公益社団法人 調理技術技能センター 調理師試験担当

電話番号 03-3667-1815

(2) 受付期間

令和6年5月7日(火)から同年6月3日(月)まで(当日消印有効)

5 その他

出願書類の請求及び試験詳細に係る問合せ等については、公益社団法人調理技術技能センターに行うこと。

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月1日

石川県知事 馳 浩

都市計画の種類	縦覧場所
加賀都市計画用途地域の変更	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課
加賀都市計画下水道 (加賀公共下水道(大聖寺川処理区))	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

